

平成 2 9 年度

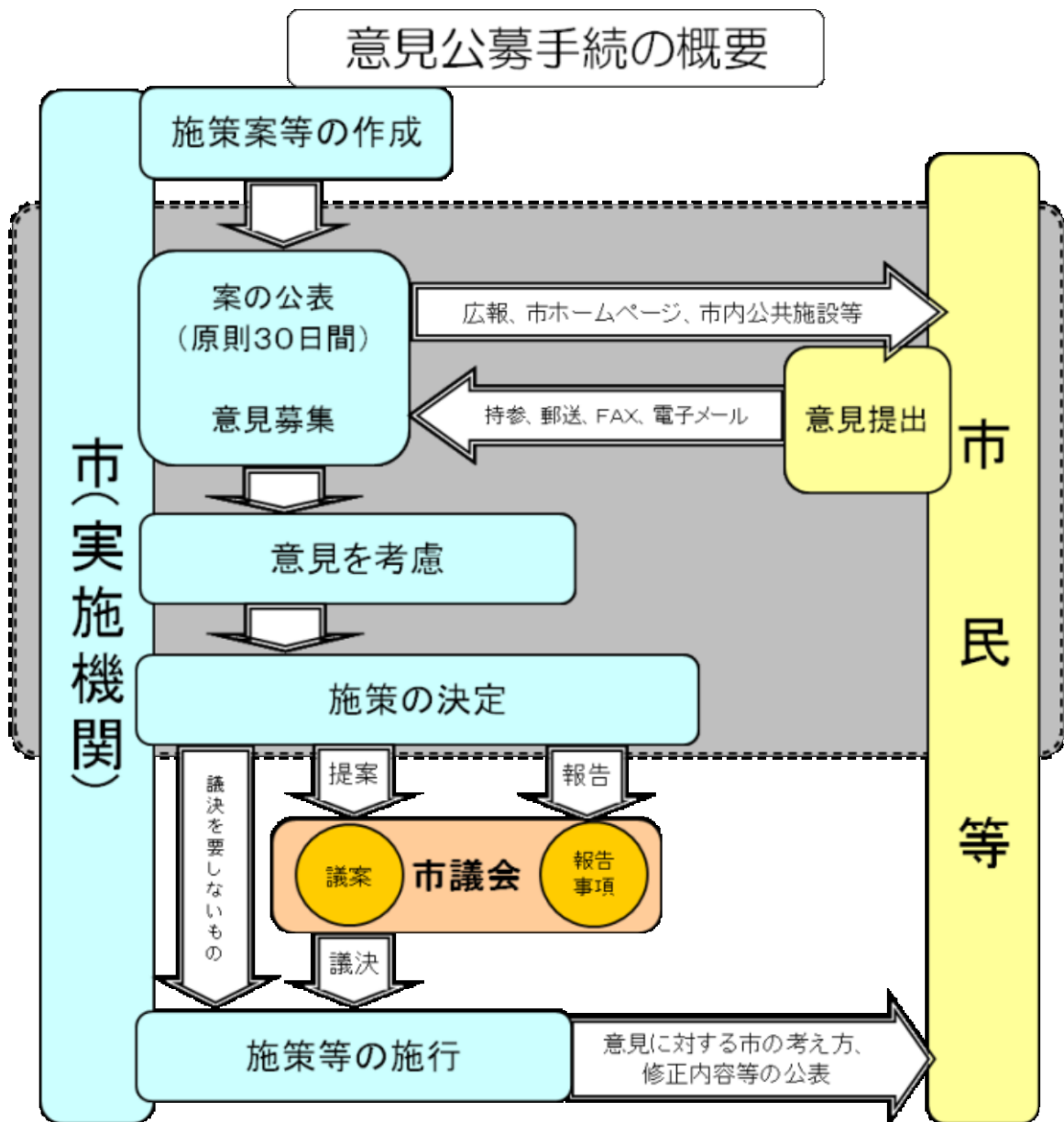
意見公募手続実施概要

志 木 市

◆志木市意見公募手続制度

市では、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的に意見公募手続条例を平成20年4月1日に制定しました。

「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。



○意見公募手続の概要

◇意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学者及び事業者、納税義務者、施策等に対する利害関係者を対象とします。

◇対象となる施策等

- (1) ア 市の基本的な制度を定める条例の制定・改定
「市政運営基本条例」、「男女共同参画推進条例」など
イ 市民等に義務を課したり、市民等の権利を制限する条例の制定・改廃（ただし、金銭徴収に関する部分は除きます。）
「路上喫煙防止条例」、「ポイ捨て防止に関する条例」など
- (2) 基本構想その他市の基本政策を定める計画の策定・改廃
「総合振興計画基本構想」、「環境基本計画」など
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与える制度の制定・改廃
「開発指導要綱」、行政指導の指針の制定など
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章・宣言の制定・改廃
「市民憲章」、「子ども憲章」など
- (5) 公の施設の設置計画の策定・廃止・用途変更
学校、公民館、図書館、保育園、公園などを設置する場合や廃止又は用途変更を行う場合
- (6) その他実施機関が必要と認めたもの

※ ただし、緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないもの、法令により意見公募の手続を実施するもの等は除外します。

◇施策案などの公表方法

広報、市ホームページ及び公共施設等で施策等の素案や関係資料を公表します。

◇意見の提出方法

書面により、募集期間内（原則30日）に、指定された場所又は郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。

◇提出した意見の取扱い

全ての意見を考慮して、施策等を決定します。その後、意見の概要と意見に対する市の考え方や修正内容を市ホームページなどで公表します。

また、年1回、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するとともに実施状況を検討し、改善等を行います。

志木市意見公募手続条例（平成20年志木市条例第2号）第9条の規定に基づき公表するものです。

平成29年度意見公募を実施した案件

| 案 件 名 | 募集期間 | 提出意見数 | 担当課 |
|--|--|-----------------|-------------|
| 志木市公共施設適正配置計画 （第Ⅰ期 個別施設計画） （素案） | 平成29年 11月1日（水） ～11月30日（木） | 意見なし | 政策推進課 |
| 家庭教育の支援に関する条例 制定に向けての考え方について | 平成29年 12月6日（水） 平成30年 ～1月4日（木） | 意見なし | 生涯学習課 |
| 志木市地域防災計画改正の概 要（素案） | 平成29年 12月6日（水） 平成30年 ～1月4日（木） | 意見なし | 防災危機 管理課 |
| 第4期志木市障がい者計画・ 第5期志木市障がい福祉計画 （素案） | 平成29年 12月27日（水） 平成30年 ～1月26日（金） | 14件 （1人・1団体） | 福祉課 |
| 志木市高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画（素 案） | 平成29年 12月27日（水） 平成30年 ～1月26日（金） | 2件 （1団体） | 長寿応援課 |
| 志木市成年後見制度利用促進 基本計画（素案） | 平成29年 12月27日（水） 平成30年 ～1月26日（金） | 4件 （2人） | 長寿応援課 |
| 第2期志木市スポーツ推進計 画（素案） | 平成30年 1月22日（月） ～2月21日（水） | 1件 （1団体） | 生涯学習課 |
| 志木市立地適正化計画（素 案） | 平成30年 2月8日（木） ～3月9日（金） | 意見なし | 都市計画課 |

「志木市公共施設適正配置計画（第Ⅰ期 個別施設計画）（素案）」

1 意見公募期間

平成29年11月1日（水）～平成29年11月30日（木）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（政策推進課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

| 人 数 | | 意 見 件 数 |
|-----|-----|---------|
| 個 人 | 団 体 | |
| 0 人 | 0 人 | 0 件 |

| 区 分 | |
|-----|---------------------------|
| ◎ | 意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの |
| ○ | 原案のとおりとするもの |
| △ | その他（素案に直接関連のない内容等） |

| 公 募 意 見 概 要 | 公募意見に対する市の考え方 | 区分 |
|-------------|---------------|----|
| 意見なし | — | — |

「家庭教育の支援に関する条例制定に向けての考え方について」

- 1 意見公募期間
平成29年12月6日（水）～平成30年1月4日（木）
- 2 条例制定に向けての考え方の公表場所
市ホームページ、担当課（生涯学習課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館
- 3 意見公募状況

| 人 数 | | 意 見 件 数 |
|-----|-----|---------|
| 個 人 | 団 体 | |
| 0 人 | 0 人 | 0 件 |

| 区 分 | |
|-----|---------------------------|
| ◎ | 意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの |
| ○ | 原案のとおりとするもの |
| △ | その他（素案に直接関連のない内容等） |

| 公 募 意 見 概 要 | 公募意見に対する市の考え方 | 区分 |
|-------------|---------------|----|
| 意見なし | — | — |

「志木市地域防災計画改正の概要（素案）」

1 意見公募期間

平成29年12月6日（水）～平成30年1月4日（木）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（防災危機管理課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

| 人 数 | | 意 見 件 数 |
|-----|-----|---------|
| 個 人 | 団 体 | |
| 0 人 | 0 人 | 0 件 |

| 区 分 | |
|-----|---------------------------|
| ◎ | 意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの |
| ○ | 原案のとおりとするもの |
| △ | その他（素案に直接関連のない内容等） |

| 公 募 意 見 概 要 | 公募意見に対する市の考え方 | 区分 |
|-------------|---------------|----|
| 意見なし | — | — |

「第4期志木市障がい者計画・第5期障がい福祉計画（素案）」

- 1 意見公募期間
平成29年12月27日（水）～平成30年1月26日（金）
- 2 素案公表場所
市ホームページ、担当課（福祉課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、いろは遊学図書館、宗岡公民館、総合福祉センター、福祉センター、第二福祉センター

3 意見公募状況

| 人 数 | | 意 見 件 数 |
|-----|-----|---------|
| 個 人 | 団 体 | |
| 1 人 | 1 人 | 1 4 件 |

| 区 分 | |
|-----|---------------------------|
| ◎ | 意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの |
| ○ | 原案のとおりとするもの |
| △ | その他（素案に直接関連のない内容等） |

| 章 | 公募意見概要 | 公募意見に対する市の考え方 | 区分 |
|----------|--|--|----|
| 1 第3章 | 57 頁の「③権利擁護事業の推進」の表の記載内容について 表の下欄の事業内容 3 行目に、「また、平成 30 年度に成年後見センターを設置し・・・」とありますが、志木市成年後見制度利用促進基本計画（素案）の 24 頁などには、中核機関、（仮称）後見ネットワークセンターと記載されています。名称は合わせた方が適切と思います。 | 志木市成年後見制度利用促進基本計画と合わせた正式名称で統一した表記といたします。 | ◎ |

| | | | | |
|---|-----|---|--|---|
| 2 | 第3章 | <p>計画（素案）40ページ(1) 障がいに対する理解の促進の所でしょうか。 高次脳機能障害についての理解の促進のための啓発について、具体策をどこかに記してください。</p> | <p>障がい者理解の促進及び啓発事業では、その年に啓発する障がいやテーマを決めて実施しています。計画案では、個々の障がいの種類について記載はしませんので、事業内容を検討する過程で高次脳機能障害についても、テーマの一つとして考えてまいります。</p> | ○ |
| 3 | 第3章 | <p>計画（素案）42ページ(3) コミュニケーションの支援の所。 コミュニケーションの支援（意志疎通支援事業）の対象に高次脳機能障害も含まれること、さらに入院中もコミュニケーションの支援が受けられることを記してください。</p> | <p>コミュニケーション支援の対象には言語・聴覚障がい以外にも高次脳機能障害など、対象となる障がいがありますが、支援方法について具体的な方向性が立てられた段階で判断してまいります。</p> | ○ |
| 4 | 第3章 | <p>計画（素案）45ページ(2) 「相談支援体制の充実」のところ。 高次脳機能障害の支援拠点である埼玉県高次脳機能障害者支援センター（埼玉県リハビリテーションセンター）と連携（高次脳機能障害相談支援コーディネーターの活用、高次脳機能障害者地域相談支援事業の活用）して、志木市における高次脳機能障害の方への相談支援体制を充実していくことを記してください。</p> | <p>計画（素案）45ページ(2) 「相談支援体制の充実」 下記のとおり修正します。 ①相談支援体制の充実 志木市社会福祉協議会への相談支援事業所の委託及び専門的な職員の配置を継続するとともに、サービス等利用計画作成対象者の増大に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、高次脳機能障がい、発達障がい等の専門機関も活用し支援を図ります。</p> | ◎ |

| | | | | |
|---|-----|--|---|---|
| 5 | 第3章 | <p>計画（素案）45ページ(2) 「相談支援体制の充実」の のところ？</p> <p>④高齢者あんしん相談センターの事業か、他の事業か、介護保険サービスが優先される40歳以上の脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の方、若年性認知症の方が、障害福祉サービスにつながるよう、きめ細かな相談支援体制を強化していくことを記してください。</p> | <p>介護保険が優先される特定疾病の障がい者については、従前より、障がい福祉部門と連携して、きめ細かな支援を行っているところです。個々の疾病や個々の障がいについて表記するのではなく、実務を行う上で対応すべきものであると考えます。</p> | ○ |
| 6 | 第3章 | <p>計画（素案）47ページ(3) 「障がい年金受給手続きの支援」の のところ。</p> <p>介護保険サービスが優先される40歳以上の脳卒中の後遺症による高次脳機能障害の方、若年性認知症の方が、障害年金の受給対象となり得る方が受給漏れしないよう、きめ細かな相談支援体制を強化していくことを記してください。</p> | <p>障害年金の受給対象となり得る方の年金受給の支援については、重要な支援であるとの認識を持って、障がい担当課と年金担当課で連携し、情報提供する支援を行っています。個々の疾病や個々の障がいについて表記するのではなく、実務を行う上で対応すべきものであると考えます。</p> | ○ |
| 7 | 第3章 | <p>計画（素案）48ページ(4) 「精神障がい者支援」の のところ。</p> <p>「精神保健家族教室」「ソーシャルクラブ」も高次脳機能障害やその家族が利用できるのか明らかになってきたうえで、高次脳機能障害の方に多機関が連携してリハビリテーションを実施していく施策（事業）を記してください。</p> | <p>「精神保健家族教室」及び「ソーシャルクラブ」の利用については、高次脳機能障害やその家族の利用は可能です。</p> <p>高次脳機能障害に関する相談の中で、連携が必要な機関とは連携して支援を行います。</p> <p>支援施策は個別の相談内容により対応するものと考えます。</p> | ○ |

| | | | | |
|----|-----|--|--|---|
| 8 | 第3章 | <p>計画（素案）50ページ 「第3節 就労支援の充実」のところ。 例えば在職中に高次脳機能障害となった方への就労支援で、「休職中の就労支援B型（非雇用型）の利用」が可能であることを周知し、雇用の継続を図ることなど、高次脳機能障害の特性に応じた支援をしていくことを記してください。</p> | <p>個別の障がいの特性により、支援を行っておりますので、特定の障がいに関する支援の記載はバランスを欠くものと考えます。「休職中の就労支援B型（非雇用型）の利用」についても、相談支援を行う中で周知してまいります。</p> | ○ |
| 9 | 第3章 | <p>計画（素案）52ページ 「第4節 健康・医療の充実」のところ。 高次脳機能障害や若年性認知症の方を早期に見出し、早期に器質性精神障害（認知症・高次脳機能障害）という診断につなげることを記してください。</p> | <p>相談支援を行う中で関係機関を紹介する等、実務の上で対応する問題と考えます。</p> | ○ |
| 10 | 第3章 | <p>計画（素案）73ページ 「(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」のところ。 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」と記されている部分を「精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。</p> | <p>ご意見を踏まえ、説明文を「平成32年度までに保健・医療・福祉関係者による、精神障害（高次脳機能障がいおよび発達障がいを含む）にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場を設置します。」に修正します。</p> | ◎ |

| | | | | |
|----|---------|---|---|---|
| 11 | 第3章 | <p>計画（素案）74ページ 「(3) 地域生活支援拠点等の整備」のところ。 高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記してください。</p> | <p>障がい者福祉全般の課題として地域生活支援拠点等の整備を検討しますので、個々の障がいの支援については記載しないものとします。検討の場では、高次脳機能障害等の支援の困難な方についても議論してまいります。</p> | ○ |
| 12 | 第4章 | <p>計画（素案）79ページ 「②-1 自立訓練（機能訓練）」「②-2 自立訓練（生活訓練）」のところ。 障害による対象者要件が撤廃される可能性が高いので、対象障がい者を限定しない形に字句を変更してください。なお、その折に、可能でしたら高次脳機能障害の方への支援についても記していただけると嬉しく存じます。</p> | <p>次のとおり対象障がい者を限定しない形に修正します。 ②-1 自立訓練（機能訓練） 「身体障がいを有する障がい者等に対して、…」を「障がい者等に対して、…」と修正します。 ②-2 自立訓練（生活訓練） 「知的障がい又は精神障がいを有する障がい者等に対して、…」を「障がい者等に対して、…」と修正します。</p> | ◎ |
| 13 | 第4章 | <p>計画（素案）96ページ 「(2) 任意事業の種類ごとの実施状況及び利用見込について」のところ。 高次脳機能障害の方が徘徊してしまった際、ご家族の方が利用できる施策を記してください。</p> | <p>地域生活支援事業のメニューにある任意事業について記載しています。</p> | ○ |
| 14 | 第3章・第4章 | <p>計画（素案）59ページ 「第6節 障がい児の育成・療育の充実」のところ 計画（素案）75ページ 「(5) 障がい児支援の提 供体制の整備等」のところ 計画（素案）86ページ 「(3) 児童発達支援」のところ 小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。</p> | <p>相談支援を行う中で、適当な福祉サービスをご案内する等、実務の上で対応する問題と考えます。また、第4章では、国の指針に基づき、数値目標の設定をしておき、具体的な施策は記載していません。</p> | ○ |

「志木市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（素案）」

1 意見公募期間

平成29年12月27日(水)～平成30年1月26日(金)

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（長寿応援課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、いろは遊学図書館、宗岡公民館、総合福祉センター、福祉センター、第二福祉センター

3 意見公募状況

| 人 数 | | 意 見 件 数 |
|-----|-----|---------|
| 個 人 | 団 体 | |
| 0 人 | 1 人 | 2 件 |

| 区 分 | |
|-----|---------------------------|
| ◎ | 意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの |
| ○ | 原案のとおりとするもの |
| △ | その他（素案に直接関連のない内容等） |

| 章 | 公募意見概要 | 公募意見に対する市の考え方 | 区分 |
|------------------------|---|--|----|
| 1 6 実現に向けた施策の方向性 | <p>【第3節 健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり】</p> <p>《3-1 医療と介護の連携》</p> <p>○若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者への支援策として、器質性精神障害としての適切な診断につなげたり、介護保険サービスと併用できる障害福祉サービスへ早期につなげる等、介護保険担当課と障害福祉担当課が連携して支援を</p> | <p>ご意見を踏まえ、第6期計画から認知症高齢者等に（若年性認知症や脳血管疾患の後遺症による高次脳機能障害を含みます。）との記載を加え、第7期においても踏襲することにより（3-1-2 認知症対策の強化）、認知症予防と理解促進事業においては、高齢者のみならず、若年性認知症等も対象として含むことを明記しています。</p> <p>また、在宅医療・介護の連携（3-1-1 医療と介護の連携体制の強化）の推進担当課に福祉課を加えることにより障害福祉分野との連携</p> | ○ |

| | | | |
|---------------------------------|---|---|----------|
| | <p>していく、といった具体的な施策を明記していただきたい。</p> | <p>を実施していきます。</p> | |
| <p>6 2 実現に向けた施策の方向性</p> | <p>【第3節 健康を維持し、医療・介護・福祉のサービスが必要に応じて利用できるまちづくり】 《3-1 医療と介護の連携》</p> <p>○本文記載の「位置探索システムの貸与」「見守りSOSステッカーの配布」事業の対象に、高齢者だけでなく若年性認知症や65歳未満の高次脳機能障害の方やその家族を含めるよう明記していただきたい。</p> | <p>認知症予防と理解促進事業において、認知症サポーター養成、徘徊模擬訓練、認知症ケアパス等については、認知症高齢者のみならず、若年性認知症等も対象としてしております。しかしながら、本制度を持続可能なものとするため、位置探索システム及び見守りSOSステッカーについては、在宅高齢者のみを対象としており、現段階では、対象者を拡大する予定はございませんので、ご理解願います。 若年性認知症や高次脳障害の第2号被保険者については、同様のサービスが受けられるよう検証してまいります。</p> | <p>○</p> |

「志木市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」

1 意見公募期間

平成29年12月27日（水）～平成30年1月26日（金）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（長寿応援課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、いろは遊学図書館、宗岡公民館、総合福祉センター、福祉センター、第二福祉センター

3 意見公募状況

| 人 数 | | 意 見 件 数 |
|-----|-----|---------|
| 個 人 | 団 体 | |
| 2 人 | 0 人 | 4 件 |

| 区 分 | |
|-----|---------------------------|
| ◎ | 意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの |
| ○ | 原案のとおりとするもの |
| △ | その他（素案に直接関連のない内容等） |

| 章 | 公募意見概要 | 公募意見に対する市の考え方 | 区分 |
|-----------------------------------|---|--|----|
| 1 4 実現 に向けた 具体的 取組 | <p>【第1節 成年後見制度の地域連携ネットワーク構築等】</p> <p>《1-1 地域連携ネットワークの構築》</p> <p>○「施策内容と推進体制」の表について、関係団体・機関について具体的な例示を入れた方が分かり易い。例えば「民間・企業」については、専門三士会や医療・福祉団体と、「市民・地域」は民生委員や町内会等と例示をした方が分かり易い。併せて、成年後見制度の利用の促</p> | <p>ご意見を踏まえまして、23ページの「施策内容と推進体制」の表については、表の上段にそれぞれ、「市民・地域」、「行政」、「司法」、「民間・企業」の例示を記載し、反映します。</p> | ◎ |

| | | | |
|---|--|---|---|
| | <p>進に関する法律では、「行政」を法務省などの国の行政機関と用語規定し、地方公共団体は市町村としています。表の「行政」という標記は、「行政（市）」とした方が適切と考えます。</p> | | |
| 2 | <p>4 実現に向けた具体的な取組</p> <p>【第1節 成年後見制度の地域連携ネットワーク構築等】 《1-1 地域連携ネットワークの構築》</p> <p>○「成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワークの体制図」について内閣府作成の「地域連携ネットワークのイメージ図」(H29.3.24閣議決定)から、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」、「医療・福祉関係団体」、「民生委員・自治会等地域関係団体」などを省いていますので、追加した方が適切と考えます。</p> | <p>24ページ「成年後見制度の利用に関する地域連携ネットワークの体制図」について、内閣府作成の地域連携ネットワークのイメージ図では、「協議会」の構成員の例示であると認識されますので、「協議会」の構成員については、今後、国の基本計画を踏まえ、本計画に基づき検討が行われるものとなります。</p> <p>26ページの図表に、地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所、社会福祉協議会については追記します。</p> | ◎ |
| 3 | <p>4 実現に向けた具体的な取組</p> <p>【第1節 成年後見制度の地域連携ネットワーク構築等】 《1-1 地域連携ネットワークの構築》</p> <p>○志木市成年後見支援センターを現在も担っている「志木市社会福祉協議会」と、障がい者などの状態や能力把握のスペシャリストの精神保健福祉士3人や、社会福祉士などの専門職26人を抱える</p> | <p>26ページの図表に、地域包括支援センターや障がい者等相談支援事業所、社会福祉協議会について追記します。</p> | ◎ |

| | | | |
|--------------------------------|---|--|--|
| | <p>志木市の「地域包括支援センター」(5箇所)は、共生社会を確立するために欠かせない団体・機関ですが、記載がありません。志木市社会福祉協会と、地域包括支援センター(志木市高齢者あんしん相談センター)を追加の方が適切と考えます。</p> | | |
| <p>4 4 実現に向けた具体的取組</p> | <p>【第1節 成年後見制度の地域連携ネットワーク構築等】 《1-1 地域連携ネットワークの構築》</p> <p>○制度の普及啓発、受任候補者の選任は非常に重要と考えており、その役割を担うのが、(仮称)後見ネットワークセンターと考えていますが、構成する専門職を弁護士、司法書士、社会福祉士等と挙げられておりますが、専門職後見人は他にも、行政書士、社会保険労務士、税理士等がおります。もちろん、専門職としての受任候補者を3士業に限定をしてはいたらないと思いますが、専門職後見人が3士業に限定された場合、既に成年後見業務に携わっている他士業の今後の業務への影響が懸念されます。行政書士の受任件数は、社会福祉士に次ぐ実績があり、志木市においても、行政書士をネットワークに取り入れ、積極的に活用していただきたいと思ひます。</p> | <p>今後編成する地域連携ネットワークについては、内容に依じて、適宜必要な専門職の方にご協力をいただくことを考えております。ご意見をいただいております。○(仮称)後見ネットワークセンターを構成する専門職として、国の基本計画及び、本計画においても、弁護士、司法書士、社会福祉士等とされておりますが、3士業に限定しているわけではありません。</p> | |

「第2期志木市スポーツ推進計画（素案）」

1 意見公募期間

平成30年1月22日（月）～平成30年2月21日（水）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（生涯学習課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

| 人 数 | | 意 見 件 数 |
|-----|-----|---------|
| 個 人 | 団 体 | |
| 0 人 | 1 人 | 1 件 |

| 区 分 | |
|-----|---------------------------|
| ◎ | 意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの |
| ○ | 原案のとおりとするもの |
| △ | その他（素案に直接関連のない内容等） |

| 章 | 公募意見概要 | 公募意見に対する市の考え方 | 区分 |
|---|---|---|----|
| 1 | 「総合型地域スポーツクラブ」については、支援体制について示すことが重要と考えられることから、行政の多様な部局と連携・共同して地域の課題解決に取り組むことのできる環境整備を視野に入れて、連絡会議の設置について切望します。 | 総合型地域スポーツクラブの重要性は認識しており、第2章11ページや、第4章42ページ等でお示ししているところです。今後、さまざまな方向から意見をいただけるよう、情報共有の体制を検討していきます。 | ○ |

「志木市立地適正化計画（素案）」

1 意見公募期間

平成30年2月8日（木）～平成30年3月9日（金）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（都市計画課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、柳瀬川図書館、いろは遊学館図書館、宗岡公民館、宗岡第二公民館

3 意見公募状況

| 人 数 | | 意 見 件 数 |
|-----|-----|---------|
| 個 人 | 団 体 | |
| 0 人 | 0 人 | 0 件 |

| 区 分 | |
|-----|---------------------------|
| ◎ | 意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの |
| ○ | 原案のとおりとするもの |
| △ | その他（素案に直接関連のない内容等） |

| 公募意見概要 | 公募意見に対する市の考え方 | 区分 |
|--------|---------------|----|
| 意見なし | — | — |

意見公募手続をしないで策定した案件

| 名 称 | 理 由 |
|-------------------------------------|--|
| (仮称) 第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の素案 | 市の諮問機関であり国保事業の運営に関する重要事項を審議する機関である国民健康保険運営協議会に、この計画(案)の審議をしていただき、委員の意見を踏まえたうえで、計画を策定することとしたため。 |

